

# 第4次つるが男女共同参画プラン

## 令和5年度年次報告書



敦賀市

# 目 次

## 第1部 第4次つるが男女共同参画プランと実施状況管理・評価について

1 第4次つるが男女共同参画プランについて	1
2 プランの体系	2
3 第4次つるが男女共同参画プランの実施状況管理・評価の方法	3

## 第2部 令和5年度実施状況及び評価

令和5年度年次報告書 実施状況及び評価一覧	4
-----------------------	---

### 基本目標1 女性が活躍しやすいまち

基本課題(1)政策決定・推進の場における女性参画の拡大

基本施策①意思決定の場における女性活躍の推進

基本施策②事業所等における女性活躍の推進

基本課題(2)雇用における男女共同参画の推進

基本施策③女性の就職・再就職等の支援

基本施策④性別にかかわらず、個性と能力が発揮できる自由な職業選択の推進

### 基本目標2 男女共に仕事と生活の調和ができるまち

基本課題(3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

基本施策⑤多様な働き方を尊重した、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現の推進

基本施策⑥仕事と子育て・介護等の両立の支援

基本課題(4)男女が共に担う家庭生活づくり

基本施策⑦男性の家事・子育て・介護等への参加の推進

基本施策⑧男女共に育児休業や介護休業を取りやすい環境の整備

基本課題(5)男女共同参画の意識醸成

基本施策⑨子どもや若年層に対する男女平等意識の浸透

基本施策⑩家庭、職場、地域等における男女共同参画推進のための学習機会、意識啓発の充実

### 基本目標3 男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち

基本課題(6)性差別・パートナー間における暴力等の根絶

基本施策⑪性差別・パートナー間における暴力等に関する相談体制、防止啓発の充実

基本施策⑫妊娠・出産等に関する健康と権利の促進

基本施策⑬セクシュアル・マイノリティへの理解の促進

基本課題(7)男女共同参画の視点からの防災対策の推進

基本施策⑭男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発

基本課題(8)男女共同参画社会の推進体制強化

基本施策⑮男女共同参画を推進する市民活動団体等との連携や支援

基本施策⑯行政における男女共同参画の推進体制の充実

## 第1部

# 第4次つるが男女共同参画プランと 実施状況管理・評価について

# 1 第4次つるが男女共同参画プランについて

## (1) プランの役割

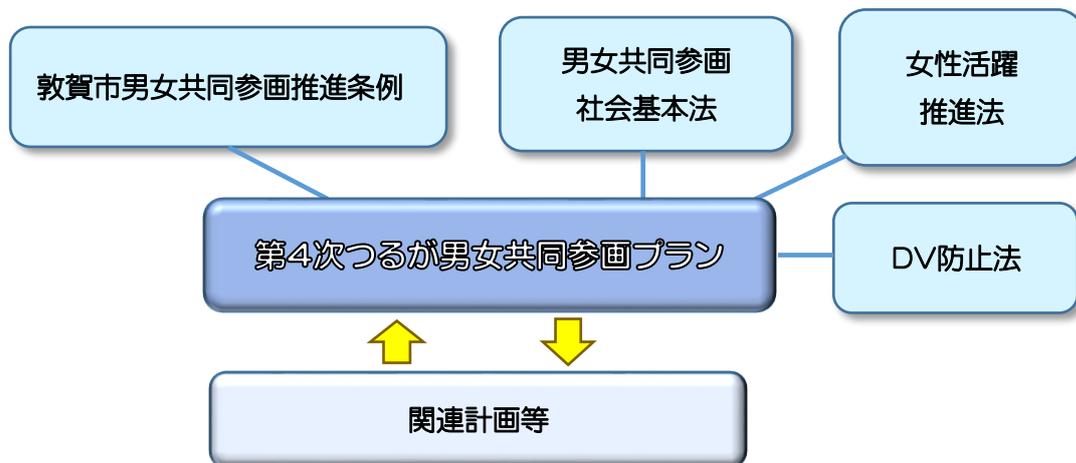
第4次つるが男女共同参画プランは、本市における男女共同参画社会を構築するため、市の取り組みを中心にまとめた体系的な計画です。これまでの成果を活かしつつ、国や県の政策動向、本市の課題等を踏まえて策定しました。

本プランを通じて、市が実施する取り組みを明確にするとともに、それらの取り組みを通じて市民や団体、地域、事業所における男女共同参画を推進します。

## (2) プランの位置付け

本プランは、「敦賀市男女共同参画推進条例第9条」に基づく基本計画であり、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に規定されている市町村男女共同参画計画にあたるものです。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項」に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項」に基づく市町村基本計画にも位置付けています。



## (3) プランの期間

本プランは、令和3年度を始期とし、令和7年度を目標年度とする5年間の計画です。

なお、計画期間中は市の取り組みを中心としてプランの進捗状況及び評価を毎年公表するとともに、社会情勢の変化や上位計画の見直しなどに応じて必要な範囲で新たな施策を取り入れます。

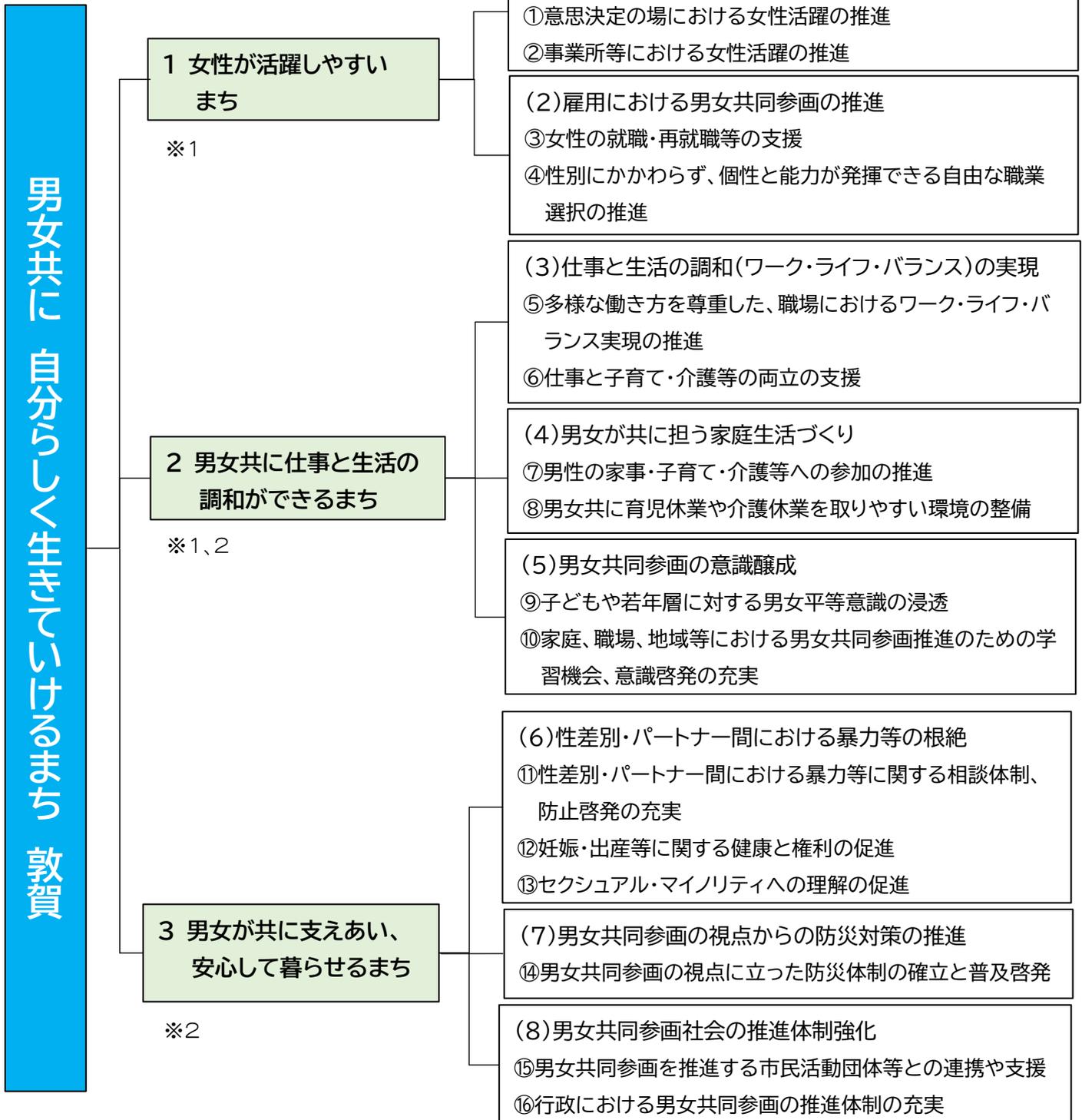
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
→				

## 2 プランの体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本課題、施策〕



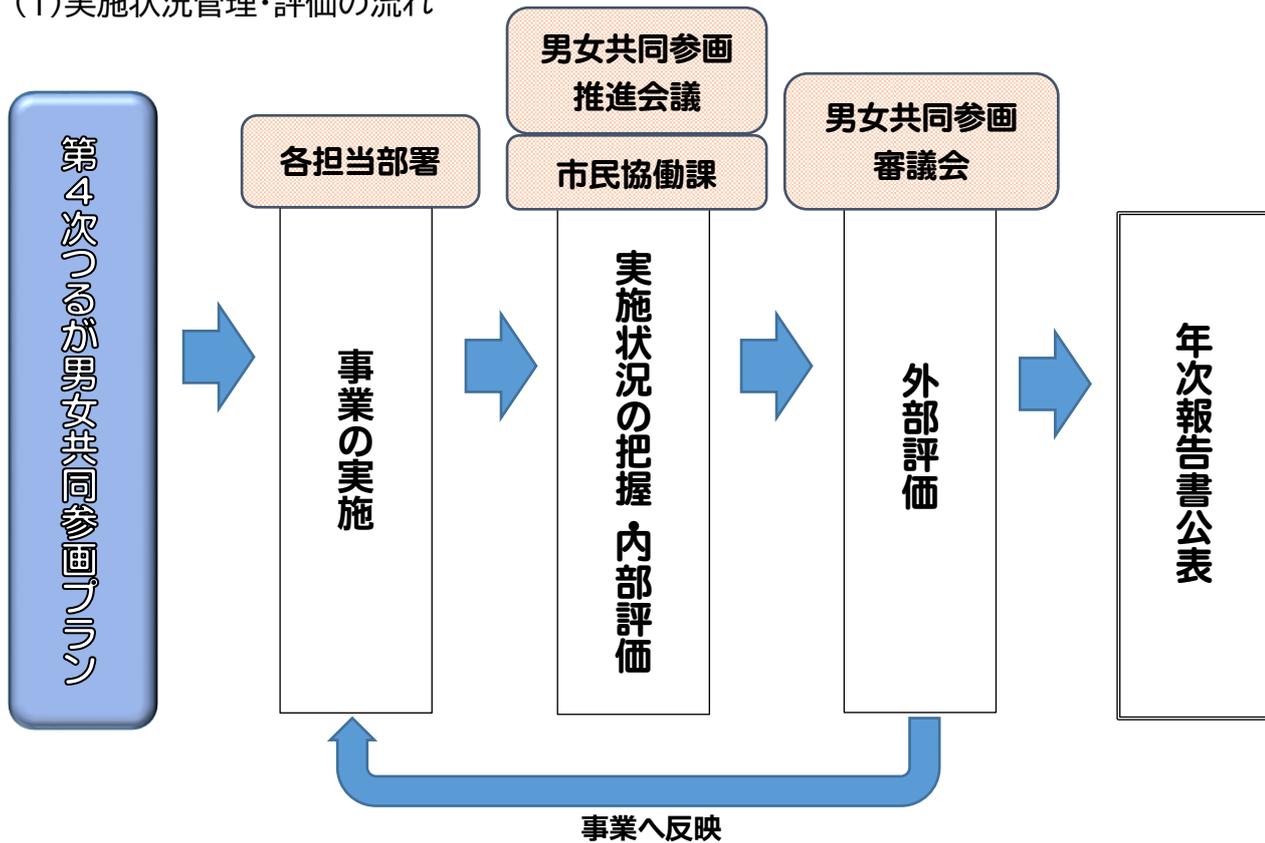
※1 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策を含む

※2 DV防止法に基づく市町村基本計画の施策を含む

### 3 第4次つるが男女共同参画プランの実施状況管理・評価の方法

プランに掲げた各事業の実施状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。事業の実施状況の評価は内部で自己評価を行うとともに、「敦賀市男女共同参画審議会」に毎年度実施状況を報告し、チェックを受けることで、市民視点を取り入れたPDCAサイクルを確立します。また、年次報告書は敦賀市ホームページで公表します。

#### (1) 実施状況管理・評価の流れ



#### (2) 評価対象・評価基準等

評価対象	評価基準	評価区分
基本施策	◎：積極的に取り組んでいる ○：順調に取り組んでいる △：より積極的な取り組みが必要 ×：大きな改善が必要	内部評価 外部評価
各事業	A：計画以上の事業を実施した B：計画のとおり事業を実施した C：一部事業を実施できなかった D：事業を実施できなかった E：事業の休・廃止が必要	内部評価

第2部  
令和5年度実施状況及び評価

## 令和5年度 実施状況及び評価一覧

### 1 実施状況の内訳

基本目標	基本課題数	施策数
1 女性が活躍しやすいまち	2	4
2 男女共に仕事と生活の調和ができるまち	3	6
3 男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち	3	6

事業評価基準	評価	基本目標1	基本目標2	基本目標3
A：計画以上の事業を実施した	1	0	0	1
B：計画のとおり事業を実施した	66	17	32	17
C：一部事業を実施できなかった	1	1	0	0
D：事業を実施できなかった	0	0	0	0
E：事業の休・廃止が必要	0	0	0	0
合計	68	18	32	18
取組課		7	12	9

### 2 基本施策評価の内訳

評価基準事業数	内部評価	外部評価
◎：積極的に取り組んでいる	1	0
○：順調に取り組んでいる	14	15
△：より積極的な取り組みが必要	1	1
×：大きな改善が必要	0	0
合計	16	16

内部評価	外部評価	基本施策
◎	○	基本施策③セクシュアル・マイノリティへの理解の促進(審議用資料P.33)
△	△	基本施策①意思決定の場における女性活躍の推進(審議用資料P.5)

# 基本目標1 女性が活躍しやすいまち

## 基本課題(1)政策決定・推進の場における女性参画の拡大

基本施策①	意思決定の場における女性活躍の推進	
	内部評価	外部評価
	△	△
<p>評価基準          ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要</p>		
<p><b>【内部評価】</b>  <b>より積極的な取り組みが必要</b>          審議会等での女性の割合を改善するための働きかけを庁内関係部署へ実施しているものの、昨年度より割合が減少した。女性委員の登用率向上のため、全庁的により積極的に取り組むことが必要である。</p>		
<p><b>【外部評価】</b>  <b>より積極的な取り組みが必要</b>          市役所内で、女性管理職が年々増加しているところは評価できる。一方で、市の各種審議会や委員会における男女の構成比率については、改善が見られない。男女の構成比率が改善されない原因は何か分析し、抜本的な対策を打ち出していただきたい。</p>		

### 各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
①-1	市の各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁内関係部署へ協力を促します。	審議会等での女性の積極的登用の呼びかけを実施した。また、各審議会等の男女構成比を調査し、女性登用の推進について働きかけた。	B	市民協働課
①-2	各分野において、性別にかかわらず意見が反映されるように、市の各種審議会や委員会における男女の構成比率を改善します。	審議会等の委員選定時は、全庁的に男女の構成比率に配慮した。 審議会等における女性の割合 25% ※令和4年度25.5%から0.5ポイント減少した。	C	全庁共通
①-3	地区の自主的な判断によって地域団体の役員等に女性が登用されるよう区長連合会等への働きかけを行います。	各区に対して、自治会のコミュニティ活動の活性化や若者や女性の自治会役員登用の促進等を目的とした、県補助金の周知を行った。	B	総務課
①-4	意欲や資質によって、性別にかかわらず管理職へ昇格できる選抜試験を実施し、組織の活性化を図ります。	管理職昇格試験を実施し、性別に関係なく意欲ある職員を管理職に登用した。 敦賀市役所における女性の管理職の割合 27.8%(R5.6.1時点)(課長補佐級相当以上) 17.7%(R5.6.1時点)(課長級相当以上)	B	総務課
①-5	市職員の年齢、経験年数、役職等により必要とされる職務遂行能力を明確化し、その能力を向上させるため、体系的な研修を性別にかかわらず実施します。	年齢、経験年数、役職等に応じた体系的な研修を実施し、性別に関わらず受講者を選抜した。	B	総務課

#### 評価基準

A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
 C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要

基本施策②	事業所等における女性活躍の推進	
	内部評価	外部評価
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> ・研修会のテーマが分かりやすく、積極性を感じる。推進員だけでなく、様々な人が受講できるようになるとより良いと思う。 ・性別による固定的な役割分担意識をなくすために、男女問わず意識改革研修が必要だと思う。		

#### 各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
②-1	事業所における女性の活躍を推進するための研修会の開催や広報誌による情報発信等を実施します。	男女共同参画(事業所)推進員を対象とした研修会を2回実施した。 研修会テーマ 1回目 職場のハラスメント対応 2回目 ワーク・ライフ・バランスの必要性	B	市民協働課
②-2	市職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談に応じる窓口を設置するとともに、監視体制を整えることで、これらの防止を図ります。	【総務課】 職場におけるハラスメント全般の相談窓口を設置し、防止に努めている。 相談実績 1件 【病院総務企画課】 職場におけるハラスメント全般の相談窓口を設置している。 相談実績 5件	B	総務課 病院総務企画課
②-3	女性経営者の自己研鑽、育成に関する支援を行います。	敦賀商工会議所女性会事業の「波音ハンモック」に補助し、女性事業主の事業運営、自己研鑽に関する支援を行った。 敦賀商工会議所女性会事業 1件	B	商工貿易振興課
②-4	女性の起業に関する支援を行います。	敦賀商工会議所の創業塾開催を支援した。 女性参加者 7名  創業等に係る補助制度により、女性の個人事業主を含めた事業者の起業を促進した。 まちなか創業等促進支援事業 3件	B	商工貿易振興課
②-5	性別にかかわらず、新規に就農ができるように就農環境整備や経営安定の支援を行います。	令和3年度新規就農者育成支援事業費補助金交付対象者の交付終了後2年目の就農状況の確認及び状況に応じた必要な助言等を行った。 女性1名	B	農林水産振興課

#### 評価基準

A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
 C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要

## 基本課題(2)雇用における男女共同参画の推進

<b>基本施策③</b>	<b>女性の就職・再就職等の支援</b>	
	<b>内部評価</b>	<b>外部評価</b>
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> ひとり親家庭等の経済的自立を図るための自立支援教育訓練給付金について、令和5年度より補助率が10割相当になり、対象者への支援が充実された。		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> ・ひとり親で子育てをしている方が働きやすい環境の整備をより一層進めて欲しい。 ・子どもがいても就職や転職ができるような、柔軟な働き方がもっと広がることを願う。		

### 各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
③-1	福井県と協力し、若年層を対象とした職業適性診断、キャリアカウンセリング等の各種就職支援を性別にかかわらず実施します。	ミニジョブステーション敦賀での専門のキャリアアドバイザーによる職業適性検査、模擬面接書類のチェック等、就職に関する様々な相談により、若年層への就職支援を行った。	B	商工貿易振興課
③-2	地元における就職を希望する人が、性別にかかわらず支援が受けられるようにするため、大学生等就職説明会の開催等の事業を実施します。	敦賀市が一員となっている大学生等企業説明会実行委員会により企業説明会を開催し、地元企業に就職する学生等の活動を支援した。	B	商工貿易振興課
③-3	子育て等により一旦仕事を離れた方の再就職を支援するため、就職相談等の各種就職支援を実施します。	ハローワーク敦賀に対し女性の再就職サポートセミナーの開催を要請した。	B	商工貿易振興課
③-4	ひとり親が子育てをしながら就職に必要な資格取得を行うための支援として、受講費用等の一部を給付します。 また、ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、修学資金等の貸し付け相談を行います。	ひとり親家庭の早期自立を目指し、就業に結び付きやすい資格を取得する期間の経済的負担の軽減を図った。 また、ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、修学資金等の貸し付け相談を実施した。 給付金支給者数 3名 (詳細)①高等職業訓練促進給付金 2名 ②自立支援教育訓練給付金 1名	B	児童家庭課
③-5	ひとり親の雇用の安定のため、母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施し、また、敦賀公共職業安定所との連携を図ります。	母子・父子自立支援員を中心に、敦賀公共職業安定所と連携を図り、窓口で就労相談及び就業の情報提供を実施した。また、福井県母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、就業及び養育費に係る巡回相談を実施した。	B	児童家庭課

#### 評価基準

A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
 C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要



基本目標2 男女共に仕事と生活の調和ができるまち  
基本課題(3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

基本施策⑤	多様な働き方を尊重した、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現の推進	
	内部評価	外部評価
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> ・正職員が働きやすい環境構築を優先し、その結果非正規職員にしわ寄せがいく、といった事が無いよう配慮し、誰もが働きやすい職場を目指していただきたい。 ・労働時間の削減や、有給休暇が取りやすい環境は整ってきていると思うが、年5日以上の有給休暇取得推進は、目標が低いのではないか。また、年休取得率の目標値を超えて取得した職員の割合を示すなど、「平均」ではなく「個」に焦点を当て、偏りのない手立てが必要ではないか。		

各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑤-1	市職員の家庭生活の充実と公務能率の向上等のため、年次有給休暇や夏季休暇、結婚休暇等の特別休暇の使用を促進するとともに、取得しやすい職場環境の整備等に取り組めます。	毎月初めにグループウェア掲示板にて、年5日以上の有給休暇取得促進の呼びかけを行った。また、9月月末時点での取得状況を調査し、休暇の利用を促した。 年次有給休暇取得率 65.0%	B	総務課
⑤-2	特定事業主行動計画に基づき、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組めます。	敦賀市特定事業主行動計画に基づき、育児参加休暇等の休暇の取得促進の周知を図った。	B	総務課
⑤-3	職員の健康の増進と公務能率の向上等のため、職員の適正配置、業務改善等により超過勤務を削減します。	統一地方選や能登半島地震などで、一般行政職の平均超過勤務時間は増加したものの、働き方・仕事の進め方改革推進プログラムを策定し、ノー残業デーの追加(第2・第4月曜日)などの各種取組を開始している。 令和5年度超過勤務(職員1人当たり1月当たり) 一般行政職等 19.9時間 福祉職等 8.3時間 技能労務職 0.7時間	B	総務課
⑤-4	市立敦賀病院において、個人の希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入し、労働環境の改善を図ります。	現行の制度において、職員が利用しやすい環境づくりを行った。	B	病院総務企画課
⑤-5	ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させるための研修会の開催や、情報の発信を実施します。	【市民協働課】 男女共同参画(事業所)推進員に対し、男女共同参画に関する講座案内や啓発パンフレット等の配布を行った。また、市民に対しても啓発パンフレット等の配布を行った。 【商工貿易振興課】 ハローワーク敦賀と連携し、「働き方・休み方改善サポートサイト」等の周知を行った。	B	市民協働課 商工貿易振興課

評価基準

A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要

<b>基本施策⑥</b>	<b>仕事と子育て・介護等の両立の支援</b>	
	<b>内部評価</b>	<b>外部評価</b>
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> ・介護は、一人(家庭)で抱え込みがちになるため、アウトリーチ的な支援を進めていただきたい。 ・遅くまで開園している保育園は人気で競争率が高いため入園できない方もいる。多様な保育サービスの提供が増えれば、働き方の幅が広がるのではないかと。		

#### 各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
◎-1	地域の子育て関連情報を提供し、地域の子育て支援事業を円滑・適切に利用できるよう個別ニーズに合わせて、関係機関と連絡調整・連携し、相談・助言を行います。	利用者支援窓口、相談電話を設置し、子育てに関する相談に対応した。相談にあたっては、地域の子育て支援の情報を収集し、個々のニーズに合った情報提供を行った。また、必要に応じて児童家庭課等の関係機関とも連携し対応した。	B	子育て総合支援センター
◎-2	多様化・複雑化・深化する保育ニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供し、子育てしやすい環境整備を推進します。	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化に応え、保育の必要性の認定、給付を行った。 公立保育所10か所、私立保育所8か所、認定こども園4か所、地域型保育事業所3か所	B	児童家庭課
◎-3	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図ります。	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意し、その健全育成を図った。 児童クラブ 14か所 定員 1098人	B	児童家庭課
◎-4	安全、安心な活動場所を確保し、家庭・学校・地域が一体となって、児童に学習や様々な体験、交流活動の機会を提供するために放課後子ども教室等を推進します。	平日の放課後又は週末、長期休業期間中に開催した。 開催教室数 199回	B	生涯学習課
◎-5	『敦賀市子ども・子育て支援事業計画』、『敦賀市次世代育成支援対策行動計画』等に従い、育児の相談事業、保育サービスの充実等を実施し、子育ての負担を軽減します。	地域子育て支援拠点事業を通じた子育てに関する情報提供等の子育て支援や、保育所を通じた保育サービスの提供等を行うことにより、子育ての負担の軽減を図った。	B	児童家庭課

各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
◎-6	在宅介護のため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。	【地域福祉課】 重度身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する必要がある場合に、費用の一部を補助した。 補助件数2件 【長寿健康課】 要介護認定者の生活環境を整えるための住宅改修(手すりや段差の解消等)に対し、20万円を上限として費用の7~9割を住宅改修費として支給した。 支給件数 延べ96件	B	地域福祉課 長寿健康課
◎-7	障がい者・高齢者等の介護者への相談事業を行います。	【地域福祉課】 相談者に対し、必要な情報の提供や助言、関係機関(相談支援専門員等)との連絡調整を行い、障がい者本人だけでなく介護者への支援を行った。 【長寿健康課】 介護者の抱える様々な相談に応じ、情報提供、関係機関との連携及び支援を実施した。 介護者支援に関する相談件数 延べ488件	B	地域福祉課 長寿健康課
◎-8	介護負担を抱え込まずに在宅介護を継続できるよう、介護者のつどいの場と訪問型サービスを組み合わせた事業を実施します。	介護者及び介護経験者等を対象に公民館等でカフェを開催し、介護に関する情報交換等を実施した。 介護やすらぎカフェ開催回数 15回 参加者数 81名 対象要件を満たす多重介護者及び老老介護者の自宅を訪問してサービスを提供した。 介護やすらぎ訪問回数 230回 利用実人数 39名	B	長寿健康課
◎-9	市営住宅の2階以上の部屋の入居者で、病気や障がいや高齢であるため階段の昇降が困難である場合に、1階の空き部屋またはエレベーター付きの住宅に移ることができる、市営住宅住宅交換を推進します。	エレベーターが設置されていない市営住宅の2階以上に入居している身体が不自由な方等がいる世帯を、1階部屋等に移転した。	B	住宅政策課
◎-10	市営住宅において、病気や障がい等により、立ち上がりや歩行が困難な方の部屋の玄関・浴室・トイレ等に手すりを設置したり、段差を無くす改修を行う介護修繕を推進します。	入居者の申請に基づき、市営住宅内の手すり設置や段差解消等のバリアフリー改修工事を行う体制を構築した。	B	住宅政策課
◎-11	『敦賀市地域福祉計画』、『敦賀市障がい者福祉計画』、『敦賀市高齢者健康福祉計画』、『敦賀市介護保険事業計画』等に従い介護に関する費用負担の軽減、障がい者・高齢者の介護サービスの充実等を実施し、介護の負担を軽減します。	【地域福祉課】 地域自立支援協議会専門部会にて、障がい者や家族者の地域課題について検討・共有した。 専門部会開催回数 42回 【長寿健康課】 敦賀市介護保険事業計画に基づき保険給付を行った。	B	地域福祉課 長寿健康課

評価基準

A:計画以上の事業を実施した B:計画のとおり事業を実施した  
C:一部事業を実施できなかった D:事業を実施できなかった E:事業の休・廃止が必要

## 基本課題(4)男女が共に担う家庭生活づくり

基本施策⑦	男性の家事・子育て・介護等への参加の推進	
	内部評価	外部評価
	○	○
<p>評価基準          ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要</p>		
<p>【内部評価】  <b>順調に取り組んでいる</b></p>		
<p>【外部評価】  <b>順調に取り組んでいる</b>          男性の家事育児参加は少しずつ増えていると感じるが、更に進めていくためには「男性の働き方・キャリアの作り方を考える」ことに焦点を置き、時代に即したサポートを進めていただきたい。</p>		

### 各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑦-1	男性の家事・育児支援講座を開催し、男性の家事・育児への参加を促進します。	子育て世代の父親を対象として男性の家事・育児支援講座を開催した。 講座テーマ 料理	B	市民協働課
⑦-2	毎週土曜日に「パパも遊ぼう」を実施します。 父親の育児参加を促進し、交流の場を提供します。	毎週土曜日に「パパも遊ぼう」を実施した。 実施回数 各子育て支援センター 50回 土曜日に子育て講座を開催した。 実施回数 3回(総合 1回、粟野 2回)	B	子育て総合支援センター
⑦-3	親子で製作や遊びを体験する催しを行います。	「親子なかよしひろば」を開催した。 開催回数 10回	B	児童文化センター
⑦-4	親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う場を提供します。	おやこきらりんひろば等の団体に活動の場を提供した。 利用回数 72回	B	児童文化センター
⑦-5	男性が参加しやすい介護者のつどいの場を提供します。	介護者及び介護経験者等を対象に公民館等でカフェを開催し、男性が参加しやすいように内容の工夫や雰囲気づくりに努めた。 介護やすらぎカフェ開催回数 15回 参加者数 81名	B	長寿健康課

各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑦-6	<p>男性の家事・子育て・介護等の参加を促進するための情報を発信します。</p>	<p>【市民協働課】                      男性の家事・育児の参加や女性の家事負担軽減を促進するため、県が作製した共家事(夫婦や家族がともに家事を楽しむスタイル)チェックシート及び敦賀市版の共家事チェックシートを配布した。また、啓発事業を実施し情報を発信した。                      共家事啓発イベント 5月に実施(若年層親子対象)                      街頭キャンペーン 6月に実施(高齢者層対象)</p> <p>※啓発イベントでは、情報発信だけではなく、会場でシートを記入し家族内での役割分担の現状や今後について考える場を設けた。</p> <p>【児童家庭課】                      敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」を活用し、男女を問わず幅広い層への情報発信を図った。</p> <p>【長寿健康課】                      家族介護者負担軽減事業「介護やすらぎカフェ」を開催し、男性の介護参加に関する相談等に応じる場を提供した。</p>	B	市民協働課 児童家庭課 長寿健康課
<p>評価基準                      A:計画以上の事業を実施した B:計画のとおり事業を実施した                      C:一部事業を実施できなかった D:事業を実施できなかった E:事業の休・廃止が必要</p>				

<b>基本施策⑧</b>	<b>男女共に育児休業や介護休業を取りやすい環境の整備</b>	
	<b>内部評価</b>	<b>外部評価</b>
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> ・制度を利用しやすくなるよう、より一層、職場の雰囲気作りを進めていただきたい。そして、その流れが民間事業所(特に中小企業)に波及していくことを望む。 ・男性も女性も育休の取得が当たり前になり、育休を取得してもキャリアに影響が出ないような評価方法や仕組みが作られ、仕事をしたいから子どもを諦めるといった選択をすることがないように願う。		

**各事業評価**

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
◎-1	育児休業・介護休業等の休業制度の周知を行うと共に、制度の利用を促進します。	<b>【総務課】</b> 特別休暇等の改正に応じて子育て支援ハンドブックを改訂するとともに、掲示板に掲載し周知している。 育児休業 19名(男 10名、女 9名) 介護休暇 1名(男 0名、女 1名) (R5から育児休業取得人数) <b>【病院総務企画課】</b> 現行の制度において、利用しやすい環境づくりを行った。 育児休業 49名(男 3名、女 46名) 介護休暇 4名(男 0名、女 4名)	B	総務課 病院総務企画課
◎-2	職員の性別にかかわらず、育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度の利用を促進します。	<b>【総務課】</b> 掲示板等で制度及び利用促進について周知を行った。所属長から該当職員への声掛け等の取り組みを依頼した。 育児短時間勤務制度 3名(男 0名、女 3名) 育児部分休業制度 22名(男 1名、女 21名) <b>【病院総務企画課】</b> 現行の制度において、利用しやすい環境づくりを行った。 育児短時間勤務制度 32名(男 0名、女 32名) 育児部分休業制度 47名(男 0名、女 47名)	B	総務課 病院総務企画課
◎-3	育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、休業制度が活用しやすい環境を整えます。	<b>【総務課】</b> 育児休業等の取得者が生じた場合は、可能な限り会計年度任用職員の採用により代替職員を補充し、その影響を抑えた。 <b>【病院総務企画課】</b> 現行の制度において、利用しやすい環境づくりを行った。	B	総務課 病院総務企画課

評価基準

A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
 C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要

## 基本課題(5)男女共同参画の意識醸成

基本施策⑨	子どもや若年層に対する男女平等意識の浸透	
	内部評価	外部評価
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> 子どもは、親や周りの保護者が「男の子だから」「女の子だから」と接することにより、成長する過程で固定的な性別分担意識を持つようになる。そのため、男女平等意識の浸透には、できれば子どもが産まれる前の、親の段階から取り組めると良いと思う。学校教育だけではなく、社会教育としてもより積極的な取り組みが必要になってくると思う。		

### 各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑨-1	小中学校における人権教育推進計画に則り、学校教育において男女がお互いを尊重する意識を育みます。	各小中学校において、令和5年度人権教育推進計画を策定し、人権教育目標、各教科における人権教育の取組、教職員の研修等の計画を定め、人権尊重の精神を育む教育を実施した。 市が主催する人権研修会に、5年間のうちに全教職員が受講するよう計画し、令和5年度は87名が受講した。	B	学校教育課
⑨-2	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止等の啓発を行います。	DV防止啓発の展示物作製に、市内小中学生が参加し、若年層へ啓発を行った。 参加者 市内小中学生4982名	B	市民協働課
⑨-3	小中学校において、性別に起因する様々な悩みについて適切に応じられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを配置し、相談体制を構築します。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校やハートフル・スクールに配置し、必要に応じて個別カウンセリングを実施し、ニーズに応じた支援を行った。	B	学校教育課
評価基準 A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要				

基本施策⑩	家庭、職場、地域等における男女共同参画推進のための学習機会、意識啓発の充実	
	内部評価	外部評価
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> ・今の時代にあった男女共同参画に関する研修を推進していただきたい。 ・市内の企業への出前講座なども機会があれば実施していただきたい。		

各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑩-1	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画関係図書の見学及び貸出を実施します。	男女共同参画関係図書の閲覧及び貸し出しを実施した。また、県の男女共同参画月間(6月)と国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に合わせ、市立図書館1階にて関連図書コーナーを設置した。	B	市民協働課
⑩-2	県の男女共同参画月間(6月)に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発を行います。	量販店にて街頭キャンペーンを実施し啓発物を配布した。市関連施設にてパネル展、図書コーナー等を設置した。また、事業所推進員に事業所におけるポスター掲示を依頼した。	B	市民協働課
⑩-3	広報誌等によって男女共同参画に関して学べる情報を発信します。	共家事(夫婦や家族がともに家事を楽しむスタイル)に関する記事を広報つるがに掲載した。20歳のつどいにて、第4次つるが男女共同参画プランに関するチラシを配布した。 広報つるが 6月号への掲載	B	市民協働課
⑩-4	市民が参加しやすい、男女共同参画に関する講座、研修会の開催や情報発信を実施します。	<b>【市民協働課】</b> 市民を対象とした講演会を実施した。 講演会テーマ 女性活躍 <b>【生涯学習課】</b> 男女共同参画に関する講座を開催した。 講座テーマ「理系の夢への挑戦! ~イマドキ研究者のお仕事と生活と夢~」	B	市民協働課 生涯学習課

評価基準

A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
 C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要

基本目標3 男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち  
基本課題(6)性差別・パートナー間における暴力等の根絶

基本施策①	性差別・パートナー間における暴力等に関する相談体制、防止啓発の充実	
	内部評価	外部評価
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> 様々な手段、媒体、方法等を通じて、「地道な」啓発活動、相談しやすい環境づくりを進めていただきたい。		

各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
①-1	DV等に関する相談窓口を周知するとともに、各相談機関との連携を密にし、相談者への支援を行います。	相談窓口において、二州健康福祉センターや市各種窓口など各相談機関との連携を図りながら、DV等に関する様々な相談に対応した。 窓口周知方法 啓発ポスターの掲示、相談カード配布、市ホームページ等	B	市民協働課
①-2	DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、DVからの被害者保護・支援についての啓発を行います。	市職員や幼稚園・保育園・放課後児童クラブの代表を対象として研修会を開催した。また、DV防止講座は一般市民を対象として講演会を実施した。 研修会テーマ 見えない暴力と支配 講座テーマ パートナーとのいい距離感	B	市民協働課
①-3	国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発を行います。	市内小中学生、つるが男女共同参画ネットワークと協働して制作したDV防止啓発物等を市の関連施設に展示した。また、パネル展の実施、図書コーナーを設置した。内閣府啓発ポスターを市関連施設や量販店、病院に掲示を依頼した。	B	市民協働課
①-4	DV被害者が住まいに困窮する場合に、市営住宅への入居要件の緩和により、住まいの確保を支援します。また、住まいに関する対応だけでなく、DV被害者からの相談を関係機関と情報共有し、支援の連携を図ります。	市営住宅の定期募集、随時募集において、離婚未成立であっても離婚家庭と同様に扱う等の緩和措置を実施している。また、住まいの相談のあった方がDV被害者であった場合は、本人の許可を得て、関係機関と情報共有する体制を取っている。	B	住宅政策課

評価基準

A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要

基本施策⑫	妊娠・出産等に関する健康と権利の促進	
	内部評価	外部評価
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> 特に学校教育では、これまではどちらかと言えば「望まない妊娠」や「性感染症」等から「自分を守る」という予防の面や負の側面から妊娠・出産を見てきた感じがするが、これからは「命の尊さ」「生命の喜び」といった明るい面からの健康と権利を大切にす啓発活動もお願いしたい。		

各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑫-1	女性の健康の保持・増進を促し、女性が自己の健康管理を行えるよう、女性の妊娠・出産等のライフステージに対応した課題について、健康教育、知識の普及・啓発、健康相談、保健指導を行い支援します。	妊娠期から乳幼児期における母子健康手帳交付時、妊娠6～7か月頃、各種セミナー、健診、家庭訪問等で健康相談や保健指導を行った。 健康センター常設の健康ステーションや出張健康ステーションにおいて、生活習慣病やフレイル予防のための普及啓発や健康相談等を実施した。	B	健康推進課
⑫-2	学校教育において、子どもが性の健康や権利に関して正しい知識を身につけ、望まない妊娠、性感染症などの危険から自らを守れる力が身につくように学習機会の充実を図ります。	男女の性意識の違いや性感染症を防ぐ方法、性被害に遭わないための未然防止、危険予測の学習などを実施した。	B	学校教育課
⑫-3	女性特有のがんの早期発見、早期治療のため、子宮頸がん及び乳がん検診を実施します。女性で罹患が最も多い乳がん検診については、周知や受診勧奨を積極的に行います。	子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施した。 乳がん検診については、未受診者に対し受診勧奨を行った。 健康ステーションにおいて、がんに関する知識の普及や検診受診の啓発を行った。	B	健康推進課
⑫-4	夫と妻それぞれの不妊治療および不育症治療に関する助成制度を設け、精神的・経済的負担の軽減を図ります。	特定不妊治療、一般不妊治療及び不育症治療費の助成を実施した。 特定不妊 実34件(延66件) 一般不妊 実7件(延7件) 不育症治療 実1件(延1件)	B	健康推進課

評価基準

A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
 C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要

<b>基本施策③</b>	<b>セクシュアル・マイノリティへの理解の促進</b>	
	<b>内部評価</b>	<b>外部評価</b>
	◎	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>積極的に取り組んでいる</b> 令和5年度は、パートナーシップ宣誓制度が導入された。制度導入に合わせ、職員向けの研修会や、市民向け講演会、パネル展などを実施しており、広く市民及び職員への理解・啓発に繋がっている。		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> パートナーシップ宣誓制度が導入されたことは大きな進展と考える。今後も更なる周知等、継続的な活動を行うよう努力していただきたい。		

**各事業評価**

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑨-1	セクシュアル・マイノリティに関する理解が深まるように研修会・広報誌等により情報発信を行います。	<b>【市民協働課】</b> 11月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、市民向けに導入記念講演会を実施した。また、啓発事業の実施及び職員向けに研修会を行い、情報を発信した。 講演会や20歳のつどいにて啓発チラシを配布した。 研修会テーマ 性の多様性 <b>【生涯学習課】</b> 「性的マイノリティ」に関する内容を含む人権講座を開催した。 参加数 131名 敦賀市内小中学校にて、セクシュアル・マイノリティに関する理解を深めることも目的とした出前授業を実施した。 授業参加者延べ数 2166名 <b>【地域福祉課】</b> 不特定多数の人が集まる機会において、LGBTへの理解を促すチラシの配布により啓発を図った。	A	市民協働課 生涯学習課 地域福祉課

評価基準  
 A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
 C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要

## 基本課題(7)男女共同参画の視点からの防災対策の推進

<b>基本施策⑭</b>	<b>男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発</b>	
	<b>内部評価</b>	<b>外部評価</b>
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> ・女性や子どもに対する暴力等の予防に配慮した避難所の環境整備を今後進めていただきたい。 ・啓発活動について、パネルの展示等だけでなく、研修会や勉強会、広報活動などを進めていただきたい。		

### 各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑭-1	自主防災組織への女性の参画を促進するとともに、性別にかかわらず防災意識の普及啓発、防災訓練の徹底を図ります。	令和6年2月に実施した「地域防災啓発セミナー」において、女性防火クラブに参加いただき講演会を実施した。	B	危機管理対策課
⑭-2	女性や子どもに対する暴力等の予防に配慮した避難所の環境の整備、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した備蓄品の整備を順次行います。	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の環境を整備するため、生理用品や紙おむつ、液体ミルクを購入・整備した。	B	危機管理対策課
⑭-3	男女共同参画の視点からの災害対策について、研修会・広報誌等で、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。	<b>【市民協働課】</b> 男女共同参画月間に実施したパネル展で、女性の視点からの防災対策についてのパネルを設置し、多様な住民が自主的に考える機会を設けた。 <b>【危機管理対策課】</b> 8月30日から9月5日にかけての防災週間において、備蓄用の乳児用ミルクや紙おむつ、生理用品等の男女共同参画の視点からの備蓄品の展示を行った。	B	市民協働課 危機管理対策課

各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑭-4	<p>女性の視点から防災まちづくりを考える団体に対し、適切な支援、情報提供、助言等をし、本市における防災に必要な対策・対応に女性の視点を取り入れていきます。</p>	<p>【危機管理対策課】 市のすべての区の区長で組織する敦賀市地域防災連絡協議会の活動を助成し、男性だけでなく、女性も自主的に役割を担う自主防災組織の体制及び活動の強化に繋がる各種補助事業等や女性防火クラブの活動の補助を通年で実施した。</p> <p>【市民協働課】 つるが男女共同参画ネットワークの理事会において、「男女共同参画の視点による災害対応」についての勉強会を行った。また、講演会・研修会の情報提供を行った。</p> <p>【敦賀美方消防組合】 家庭防火の観点から日常火気を扱う機会が多い主婦等を対象に、家庭における火災の防止及び地域ぐるみの自主防火体制の確立を図ることを目的とした団体である「敦賀地区女性防火クラブ」に対して、火災時の避難、消火器の取り扱い及び防火講話を実施した。</p>	B	<p>危機管理対策課 市民協働課 敦賀美方消防組合</p>

評価基準

A:計画以上の事業を実施した B:計画のとおり事業を実施した  
C:一部事業を実施できなかった D:事業を実施できなかった E:事業の休・廃止が必要

## 基本課題(8)男女共同参画社会の推進体制強化

<b>基本施策⑮</b>	<b>男女共同参画を推進する市民活動団体等との連携や支援</b>	
	内部評価	外部評価
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> 「男女共同参画」が認知度を上げ、活動団体等との連携が広く市民に行き渡るよう、根気強い啓発をお願いしたい。		

### 各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑮-1	男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供を行うとともに、活動を活性化するための支援を行います。	つるが男女共同参画ネットワークに補助金を交付し、情報提供を行い、活動補助、運営及び講座等の開催を支援した。 30周年記念事業 記念のつどい、記念紙の発行 講座等 講座1回、オンライン研修会1回 啓発等 街頭キャンペーン、パープルの木の制作	B	市民協働課
評価基準 A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要				

<b>基本施策⑩</b>	<b>行政における男女共同参画の推進体制の充実</b>	
	<b>内部評価</b>	<b>外部評価</b>
	○	○
評価基準 ◎:積極的に取り組んでいる    ○:順調に取り組んでいる    △:より積極的な取り組みが必要    ×:大きな改善が必要		
<b>【内部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b>		
<b>【外部評価】</b> <b>順調に取り組んでいる</b> ・相談対応や情報発信から一歩踏み込んで、「行政における男女共同参画の推進体制の充実」に関して、各課や各部署から提案や提言ができる仕組み・体制があると良いのではないかと。 ・職員の配置に関しては、性別要件を設けないこと、本人の希望、上司の評価に基づき実施していることから、職員の能力や適性を総合的に判断しているとの内部評価であるが、本人の希望や上司の評価に、性差によるアンコンシャスバイアスがあることを踏まえていただきたい。		

#### 各事業評価

	事業(取組)概要	実施内容	評価	主管部署
⑩-1	行政の場に男女の視点が偏りなく取り入れられるように、適正な人事配置を行います。	職員の配置には、性別に関係なく適材適所となるように職員の能力や適性等を総合的に判断して実施している。	B	総務課
⑩-2	男女共同参画に関する相談業務等を行い、男女共同参画社会の実現を支援します。	市各種窓口など各相談機関との連携を図りながら、男女共同参画に関する様々な相談に対応した。	B	市民協働課
⑩-3	国や県等と連携し、敦賀市における男女共同参画を推進します。	国や県等と情報交換を行うなど連携を密にし、男女共同参画を推進した。また、国や県等が実施する事業を事業所推進員や市民へ情報発信を行った。	B	市民協働課
⑩-4	男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、公表します。	各課の施策実施状況を把握し、年次報告書として取りまとめ、庁内電子掲示板及びホームページにて公表した。	B	市民協働課

#### 評価基準

A:計画以上の事業を実施した    B:計画のとおり事業を実施した  
 C:一部事業を実施できなかった    D:事業を実施できなかった    E:事業の休・廃止が必要